

議会運営委員会

令和6年2月20日（火）

午前9時57分開会

○小川委員長　それでは、定刻より少し早いですけれども、ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

本日は、令和6年第1回尾鷲市議会定例会に係る議会運営委員会ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ここで市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長　おはようございます。

本日は、令和6年第1回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第2号、尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてから、議案第26号、尾鷲市公平委員会委員の選任についてまでの計25議案、そのうち、条例制定及び条例一部改正議案が9件、議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから、議案第20号、令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてまでの予算議案が10件で、ほか選任議案等6件であります。

また、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問1件と、報告第2号、専決処分事項の承認について、この内容は、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の報告が1件であります。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○小川委員長　それでは、議題に入ります。

まず、提出議案について説明願います。

○森本総務課長　総務課です。よろしくお願いたします。

それでは、令和6年第1回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明いたします。

議案書の1ページのほうを御覧ください。

議案第2号、尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてにつきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定さ

れている地方公共団体の責務に基づきまして、本市のデジタル技術やA I等の活用により、業務の効率化を推進し、申請、届出等の行政手続について、オンラインによる手続を可能にするため、条例を制定するものでございます。

次に、7ページのほうを御覧ください。

議案第3号、尾鷲市監査委員条例の一部改正についてにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、引用する条項の改正をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、9ページを御覧ください。

議案第4号、尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらの別表のほうが廃止されたことに伴いまして、関係する条項を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、11ページを御覧ください。

議案第5号、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正についてにつきましては、本市の厳しい財政状況を鑑み、副市長の給与について減額措置を講じているところでありますが、本定例会に提出します副市長の選任議案に併せ、減額期間を新たな任期に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、13ページを御覧ください。

議案第6号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、人事院勧告を準拠した給料表の水準の引上げ、及び地方自治法の改正に伴い会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することができるようになりましたことから、関係する条項を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、35ページを御覧ください。

議案第7号、尾鷲市漁港管理条例の一部改正についてにつきましては、法律名の変更、及び新たに創設された漁港施設等活用事業制度により、漁港管理者から認定を受けた漁港施設等活用事業を実施する者に漁港施設の貸付け、水面等の長期占有等を可能とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、37ページを御覧ください。

議案第8号、尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらのほうの改正によりまして、特定空家等になるおそれのある管理不全空家等に関する規定が創設され

ましたことから、関係する条項の改正と条文の整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、39ページを御覧ください。

議案第9号、尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてにつきましては、三重県地域医療構想において、東紀州の必要病床数が示され、病院として病床利用率の低い現状と将来の医療需要及び病床機能に応じた病床数として、一般病床を199床から143床とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、41ページを御覧ください。

議案第10号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてにつきましては、国家公務員の俸給月額や地方公務員の補償制度等を参考に、非常勤消防団員等に対する損害補償の額や内容等が定められることから、国家公務員の俸給月額が改定されたことに伴いましての補償基礎額の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、43ページの議案第11号、令和6年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから、52ページの議案第20号、令和5年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてまでの10議案について、一括して説明させていただきます。

お手元に配付の令和6年度当初予算主要事項説明、こちらのほうの1ページのほうを御覧ください。

令和6年度当初予算につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計が107億4,913万3,000円で、前年度比7億3,465万8,000円の増加であります。また、特別会計は、国民健康保険事業会計が21億9,781万円で1億1,221万3,000円の増加、後期高齢者医療事業会計が7億1,158万円で、3,143万2,000円の増加であります。企業会計は、病院事業会計が51億1,574万3,000円で、9,141万7,000円の減少。水道事業会計が9億7,710万7,000円で、1億1,813万7,000円の増加となっております。

次に、2ページを御覧ください。

一般会計の歳入であります。

主なものとして、1款市税は、前年度比8,219万6,000円減の17億7,573万2,000円で、主に個人住民税の定額減税等の影響によるものであります。

2款地方譲与税から8款環境性能割交付金までは、過去の実績等を勘案して計上

したもので、それぞれの記載のとおりであります。

次に、9款地方特例交付金は、先ほどの個人住民税の定額減税による減収分が全額ここで補填されることなどにより、5,840万円増の6,490万円であります。

10款地方交付税は、過去の実績等を勘案し、普通交付税、特別交付税を合わせて2億1,900万円増の42億5,900万円を計上しております。

次に、12款分担金及び負担金は、7,884万7,000円増の1億4,872万1,000円で、主に市営野球場解体工事に係る東紀州環境施設組合からの負担金9,250万円の増加によるものであります。

次に、14款国庫支出金は2億6,821万円増の12億6,831万9,000円で、主に多目的スポーツフィールド整備事業に対する社会資本整備総合交付金2億5,050万円の増加によるものであります。

15款県支出金は4,589万2,000円増の6億78万2,000円で、みえ子ども・子育て応援総合交付金2,400万円の増加等によるものであります。

次に、17款寄附金は、ふるさと応援寄附金を前年度同額の4億円として計上しております。

18款繰入金は3,105万円増の7億9,250万7,000円で、そのうち財政調整基金繰入金は、5,308万9,000円増の3億7,816万4,000円を計上しております。

次に、20款諸収入は1億4,083万3,000円減の1億4,199万9,000円で、折橋墓地移転事業に伴う補償金の減少が主な要因であります。

21款市債は2億4,320万円増の6億1,230万円で、多目的スポーツフィールド整備事業債2億3,770万の増加等によるものであります。

続きまして、3ページのほうを御覧ください。

歳出であります。

款別の予算額につきましては、記載のとおりであります。このうち9款教育費につきましては、多目的スポーツフィールド整備事業債の増加等により、7億4,290万4,000円の増加となっております。

次に、4ページを御覧ください。

性質別歳出の一覧であります。

主なものとして、まず人件費につきましては、前年度比4,516万3,000円増の16億7,717万円で、退職手当等の増加によるものであります。

次に、物件費は1億3,856万増の19億5,826万5,000円で、市営野

球場解体工事請負費 9,250 万円の増加等によるものであります。

一つ飛びまして、扶助費につきましては、1,261 万 8,000 円減の 18 億 2,493 万 6,000 円であります。

次に、補助費等は 1 億 9,238 万増の 15 億 8,560 万 5,000 円で、主に地域おこし協力隊に係る報償費、活動費補助金の増加や、東紀州環境施設組合、三重紀北消防組合への負担金の増加、また、児童・生徒学校給食費給付金の皆増等によるものであります。

次に、公債費は 1 億 527 万円減の 9 億 7,799 万 9,000 円であります。

二つ飛びまして、繰出金につきましては、4,262 万 7,000 円増の 12 億 246 万 1,000 円で、紀北広域連合負担金 4,258 万 3,000 円の増加が主な要因であります。

また、投資的経費は 4 億 1,377 万 1,000 円増の 11 億 8,301 万 4,000 円で、うち、補助事業費 5 億 9,480 万円の増加は、多目的スポーツフィールド整備事業の増加が主な要因であります。

続きまして、5 ページから 18 ページまでは、一般会計の主要事項について款別に取りまとめたものがございますので、御参照いただければと思います。

続きまして、19 ページのほうを御覧ください。

債務負担行為であります。ペーパーレス会議システム利用料をはじめ計 11 件について、債務負担行為を設定するもので、期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりであります。なお、下 2 行につきましては、国市浜公園野球場建設工事関連の 7 年度分についての債務負担行為でございます。

次に、20 ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の増加見込み等により、前年度比 1 億 1,221 万 3,000 円増の 21 億 9,781 万円であります。

21 ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増加等によりまして、前年度比 3,143 万 2,000 円増の 7 億 1,158 万円であります。

次に、22 ページを御覧ください。

病院事業会計であります。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入が、医業収益 1 億 231 万 4,000 円の増加、医業外収益 2,563 万円の増加により、前年度比 1 億 2,794 万 4,000 円増の 42 億 4,382 万 5,000 円。

支出が、医業費用1,102万8,000円の増加、医業外費用1,619万円の減少により、前年度比516万2,000円減の44億6,664万8,000円です。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が、企業債1億2,120万の減少等によりまして、前年度比1億968万2,000円減の3億9,242万7,000円です。

支出が、建設改良費1億1,924万5,000円の減少、企業債償還金3,239万円の増加等により、8,625万5,000円減の6億4,909万5,000円です。

債務負担行為につきましては、学資貸与金などの計2件で期間、限度額は記載のとおりとなっております。

次に、23ページを御覧ください。

水道事業会計であります。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入が、営業収益9,606万円の増加、営業外収益1,105万1,000円の増加により、前年度比1億711万1,000円増の5億9,084万3,000円です。

支出が、営業費用132万9,000円の減少、営業外費用120万2,000円の増加により、前年度比12万7,000円減の5億1,948万円です。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が、負担金4,961万9,000円の増加、企業債610万円の減少等により、前年度比4,318万9,000円増の1億2,463万6,000円です。

支出が、建設改良費4,110万8,000円の増加、企業債償還金579万3,000円の増加により、前年度比4,690万1,000円増の3億8,626万4,000円です。

当初予算につきましては、以上であります。

続きまして、令和5年度の補正予算について説明させていただきます。

補正予算（第9号）主要事項説明の1ページのほうを御覧ください。

今回の補正につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計が、歳入歳出それぞれ1億957万8,000円増額、特別会計では、国民健康保険事業会計が2,149万円、後期高齢者医療事業会計が2,555万9,000円のそれぞれの増額であります。

また、企業会計の病院事業会計では、歳入を2,270万円、歳出を2,464万

6,000円、それぞれ減額、水道事業会計では、歳入が3,190万4,000円、歳出を3,327万円、それぞれ減額するものであります。

2ページを御覧ください。

一般会計補正予算の歳入であります。

主なものといたしまして、1款市税8,043万3,000円の増額は、市民税、固定資産税等の調定額が当初見込みを上回ったことによるものであります。

次に、10款地方交付税6,077万9,000円の増額は、国の補正予算により、普通交付税が追加交付されたものであります。

次に、14款国庫支出金が4,221万1,000円の減額及び15款県支出金1,660万8,000円の減額につきましては、いずれも補助対象事業費の減額等によるものであります。

次に、18款繰入金2,669万7,000円の増額は、前年度精算に伴う後期高齢者医療事業会計繰入金3,513万9,000円の増額等によるものであります。

次に、20款諸収入1,529万1,000円の減額は、折橋墓地移転事業に伴う補償金1,526万2,000円の減額等によるものであります。

次に、21款市債1,680万円の増額は、過疎債ソフト分の配分額の増加及び起債対象事業費の増減によるものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳出であります。

款別の補正額につきましては、記載のとおりであります。

このうち主なものにつきましては、次のページの歳出明細書で御説明させていただきます。

なお、内容につきましては、事業費の精算によるものが大半でございますので、それ以外のものを中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、総務費のうち、二つ目にあります財産管理費、今回の補正に伴う財政調整基金積立金2億7,511万2,000円、及び普通交付税の追加交付等に伴う減債基金積立金2,496万7,000円のそれぞれの増額が主なものであります。

また、戸籍住民基本台帳費の個人番号関係戸籍システム改修業務委託料138万2,000円の増額は、国庫補助事業の前倒しによるものでございます。

次に、民生費では、社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金が、保険基盤安定繰出金等の額の確定により、466万3,000円の増額。また、自立支援給付事業は、紀北地域障がい者相談支援センター事業が消費税の課税になったこ

とにより、令和5年度分の委託料が192万6,000円の増額、及び平成30年度から令和4年度分として過年度業務委託に係る未払消費税分補助金695万円の追加であります。

次の5ページから6ページの衛生費、農林水産事業費につきましては、事業費の精算に伴う減額が主なものであります。

次に、6ページの商工費につきましては、観光費で夢古道おわせ助成金286万8,000円の追加であります。

次に、土木費のうち、下から二つ目の街路事業費、街路事業地元負担金2,100万円の増額につきましては、県事業の前倒しに伴う市負担金の増額であります。

次に、消防費及び7ページの教育費につきましては、事業費の精算に伴う減額が主なものであります。

続きまして、8ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、個人番号関係住民基本台帳システム改修業務から国市浜公園野球場整備事業までの7件の追加で、国庫補助事業の前倒しによるもののほか、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため、翌年度へ繰り越すものであります。

次に、債務負担行為補正につきましては、変更6件で、入札による額の確定等に伴い、それぞれ限度額を変更するものであります。

次に、9ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出それぞれ2,149万円を増額するもので、歳入につきましては、県支出金1,872万6,000円及び一般会計からの繰入金466万3,000円のそれぞれの増額が主なものであります。

歳出につきましては、保険給付費1,932万2,000円及び国保財政調整基金への積立金348万8,000円のそれぞれの増額が主なものであります。

10ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出それぞれ2,555万9,000円を増額するもので、歳入につきましては、保険料310万6,000円、一般会計からの繰入金647万4,000円のそれぞれの減額、また、諸収入につきましては、後期高齢者医療広域連合からの前年度精算金3,513万9,000円の増額であります。

歳出につきましては、広域連合負担金958万円の減額、及び諸支出金につま

しては、一般会計への繰出金 3,513 万 9,000 円の増額であります。

次に、11 ページを御覧ください。

病院事業会計補正予算（第 3 号）であります。

まず、収益的収入及び支出の支出で、控除対象外消費税の減額等により、医業外費用が 195 万 1,000 円の減額、また、資本的収入及び支出の収入は、企業債が 2,270 万円の減額、支出は入札による建設改良費 2,269 万 5,000 円の減額であります。

次に、12 ページを御覧ください。

水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。

まず、収益的収入及び支出の収入では、営業収益 18 万 4,000 円の減額及び営業外収益 4 万 5,000 円の増額で、計 13 万 9,000 円の減額。

支出につきましては、営業費用 266 万 2,000 円の減額、営業外費用は消費税納付額の増額等により 339 万 2,000 円の増額で、計 73 万円の増額であります。

また、資本的収入及び支出の収入は、企業債 3,160 万円の減額等により、計 3,176 万 5,000 円の減額。

支出につきましては、上水道及び簡易水道施設整備費等の減額により、建設改良費が 3,400 万円の減額となっております。

予算関連議案の説明は以上であります。

次に、議案書にお戻りいただいて、53 ページを御覧ください。

議案第 21 号、尾鷲市高齢者保健福祉計画についてにつきましては、本市の高齢者の方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることを目的とした老人福祉法に基づき策定する計画であり、尾鷲市議会基本条例第 9 条第 4 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、54 ページを御覧ください。

議案第 22 号、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画についてにつきましては、本市の障がい福祉サービス等の提供体制の確保や推進のための取組につきまして、障害者総合支援計画及び児童福祉法に基づき策定する計画であり、尾鷲市議会基本条例第 9 条第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、55 ページを御覧ください。

議案第 23 号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてにつきましては、公の施設管理の指定管理を行うに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 号

の規定により議会の議決を求めるものであります。指定管理者と指定管理期間につきましては、指定管理者を三重交通株式会社とし、指定の期間を令和7年3月31日までの1年間とするものであります。

次に、56ページを御覧ください。

議案第24号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてにつきましては、令和6年度より国税である森林環境税が創設され、地方自治体が住民税と併せて賦課徴収を行うことから、三重地方税管理回収機構の規約に森林環境贈与税の徴収についてを明記するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、58ページを御覧ください。

議案第25号、尾鷲市副市長の選任についてにつきましては、本年3月31日をもって副市長の任期を迎えるため、現副市長である下村新吾氏を再任しようとするものであり、引き続き選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、60ページを御覧ください。

議案第26号、尾鷲市公平委員会委員の選任についてにつきましては、本市の公平委員会委員は3人の委員で構成されており、そのうち、大藤恒嗣氏が本年3月31日任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、62ページを御覧ください。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち、小林利徳氏の委員の任期が本年6月30日に任期満了となることから、引き続き人権擁護委員に推薦するものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、64ページを御覧ください。

報告第2号、専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号））につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年2月5日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

令和5年度尾鷲市一般会計補正予算書（第8号）及び予算説明書の1ページのほうを御覧ください。

第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,602万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億9,456万5,000円とするものであります。

8ページを御覧ください。

歳入は、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として9,602万7,000円の追加であります。

10ページのほうを御覧ください。

歳出は、3款民生費、1項社会福祉費、9目生活困窮者自立支援事業費9,602万7,000円を追加するもので、住民税が均等割のみ課税の世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給する住民税均等割世帯への物価高騰対策生活支援給付金として8,000万円と、同じ対象者に住民税非課税世帯を加えたものに18歳以下の児童がいる場合に対し、児童1人当たり5万円を支給する子供加算の物価高騰対策生活支援給付金としての1,500万円が主なものであります。

以上をもちまして、議案第2号、尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてから、議案第26号、尾鷲市公平委員会委員の選任についてまでの25議案と、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び報告第2号、専決事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号））を含めた提出議案の説明とさせていただきます。

○小川委員長 説明は以上でございます。

ただいまの説明に対しまして質疑がございましたら。

○中村委員 これ、なぜ令和5年度の補正予算が、議案第11号、6年度の一般会計の議決の後に出てくるんですか。これ、おかしいですよ。令和5年度の補正予算は令和6年度の前になされるべきであり、なぜ、これ、一緒に3月議会でされるのか。お答えいただけますか。

○下村副市長 どういうことか、もう一度お願いします。

○中村委員 補正予算は、令和5年度の予算ですよ。それをなぜ令和6年度の一般会計と同じときに、おまけに、その後の議題が11号と16号で、これ、臨時議会で、もちろんこの補正予算をまずしてから、一般予算ですよ。これ、どうしてこの順番で受けられたんですか。そして、どうしてこれを出されたのか。説明をお願いします。

○下村副市長 議案の順番は当初予算からというふうになっておりますので、当初予算、補正予算の順番になっています。

○中村委員 補正予算が決まる前にできないじゃないですか。これ、令和5年度の補正予算でしょう。令和5年度の補正予算を決めてから6年度を出すのが普通ですよ。6年度を出してから5年度、おかしくないですか。

○下村副市長 単年度で予算は組んでいきますので、5年度補正と6年度当初予算とは別物として。

○中村委員 ですから、5年度の補正予算は、臨時議会を開いてするべきですよ。どうして一緒にされるんですか。

○下村副市長 どの自治体もこういう形を取っております。

○中村委員 どの自治体。これ、副市長、中身を見られて言っていますか。

今の説明で、この補正、5年度の補正予算の中に、この前、非常に行政常任委員会で問題になった夢古道についての補助金二百八十何万という、今説明がありましたよね。それがそのまま、まだ決着もついていないのに、この補正予算で認められて、おまけに本予算の後に補正を認めるというのは、単年度会計としておかしいじゃないですか。どうしてそれが単年度会計でおかしくないとおっしゃるんですか。

それについて、どうしてこれを受けられたのか、反対に委員長にお尋ねしたいと思います。これ、おかしいですよ。

○小川委員長 私の私見はちょっと述べられないので、質問はそちらのほうへお願いします。

○仲議長 この議案の並び方というか順番は、今、副市長が言われたように、3月議会第1回定例会については、今までの慣例というかあれでは、当初予算が最初、その次に補正予算が組まれるという慣例になっています。

ただ、疑問点のほうは、当初予算はあくまで5年度の当初予算で、これが4月1日から始まる予算と、それで、補正予算については、5年度、去年の4月1日から今年の3月31日までの予算ですもんで、これは年度内であればいつでも予算が組めると。

それで、究極を言えば3月31日の年度の最終日にも、予算は今までも組まれています。そういう意味では、時期的には3月第1回定例会で同じになったとしても、それは補正予算だから当初予算前に組む、組まなければならないという財政法上のものは多分ないと思われま。

以上です。

○中村委員 財政法上に問題はないかもしれませんが、行政運営上問題がありますよね。

この前、夢古道についての補助金について、まだ決着がついていないんですよ。それを今回ここに入れてきて、それをそのまま補正予算として通しにしようとする行為自体が不誠実ですよ。

ですから、これについて、別個に補正予算としてすべきです。ですから、それについて、今回、補正予算を別個に前にしていただきたいと思います。それは、議会運営委員会として、それを強く求めます。

○南委員　中村委員さんの言うことも理解できないわけじゃないですけども、そもそも簡単に、今、仲議長が言ったのがオーソドックスな本当の考え方だと思うんですね。やはり新年度予算のスタートは4月1日からスタートということで、その補正については3月31日の末まで上げればオーケーという、地方財政上の順番については、僕もそこまでちょっと見たことないですけども。

実は、中村委員さん、四、五日前に、僕もある職員さんとの問題で議論したこと、あるんですわ。本来で言ったら、財政上問題ないにしろ、補正予算から可決していくと、当初が一番スムーズにいくんかいなって冗談話でした。たまたま中村委員さんからそういうことが出たものですから。

そこら辺の根拠は、財政課長が何ぞつかんでおると思うんやけどね、根拠だけ。

（「議案の規定はあるもんで、それ」と呼ぶ者あり）

○南委員　それだけ、もうちゃんと言ってもらわな。考えていくと、自分が述べているもんで、僕自身も。

○森本総務課長　それでは、今からタブレットのほうでちょっと送信させていただきたいと思います。

（「できませんね」と呼ぶ者あり）

○森本総務課長　タブレットのほうでちょっとお送りできませんもので、今ちょっと口頭のほうで説明させていただきます。

○松永総務課長補佐兼係長　すみません。こちらのほう、まず、尾鷲市議会に提出する議案等の順序を定める規定というものがございまして、こちらのほう、平成31年のときに施行されております。

そのときに議案等の順序というものを示させていただき、明記させていただいておりますので、そのときに、まず条例の新規制定、条例の一部改正から続きまして、次に尾鷲市の一般会計補正予算、特別会計というふうな並びというものを、こちらのほうでもう示させていただいておりますので、その並びのとおりになさっていただいているという、議案の提出をさせていただいているというものになっております。

以上です。

- 濱中副議長 記憶が定かではないんですけども、以前にやっぱり3月議会のときに、もちろん単年度で事業が変わっていくんですけども、関係する議案があるときに、補正を先に説明してからのほうが当初が分かりやすいよねとって、説明の順番だけ変えたような覚えがあるんですけども、それはできない話だったでしょうか。変えたように思うんですよ。

(「議案番号は別に」と呼ぶ者あり)

- 濱中副議長 議案番号のままでどうですか。局長のほうで確認してください。

- 高芝議会事務局長 すみません。補足で説明させていただきます。

ただいま、総務課及び濱中副議長もおっしゃられたんですけども、慣例といいますか、例年、この3月定例会の行政常任委員会に関しまして、議案番号は、慣例によりまして当初予算書のほうが若い番号を採用させていただくんですけども、審査のほうは、当年度の補正予算をまず審査していただいて、その後に新年度の当初予算を審査していただく順序となっておりますので、議案番号というのは、言わば整理番号でございますので、手続的に問題はないものと考えております。

- 小川委員長 中村委員さん、よろしいですか。

- 中村委員 仮議決も、本会議場でも補正予算のほうが先にされるという理解でいいですか。

(発言する者あり)

- 仲議長 今、局長が説明されたのは、予算説明、常任委員会までは補正予算が先で、後で当初予算をします。ただ、本会議場は、あくまでこの整理番号の議案どおりに順番で可否を決めていくということで、今まで進んできたということであります。

- 中村委員 この補正予算の中で、夢古道ともう一つ、債務負担行為が減額になっていますよね。

例えば、令和6年度の補正前の値段と補正後で、149万7,000円から36万円まで減らしている。これ、契約されていないにもかかわらず、これを先に議決してもらわな、本予算のほうの先に通ってしまったら、これ、全く意味をなさないじゃないですか。

- 高芝議会事務局長 説明させていただきます。

中村委員さんがおっしゃること、非常によく分かるんですけども、法の定めによりまして、中村委員さんがおっしゃっておられる補正、仮に補正予算のほうの修

正議決なりされて、数字のほうが変更になる場合、法の定めによりまして、ほかに波及する計数整理につきましては、議長に一任させていただくような手続を取ること、今言っていたことに不具合はないものと考えております。

○中村委員 すみません。今の説明、よく意味が分からないですけど、議長が何を決めるんですか。

○高芝議会事務局長 今、委員さんがおっしゃっていただきました補正予算に関して修正議決された場合、委員さん、数値のほうが変更になって、その数値の影響が当初予算に影響を与える場合、もちろん、これ、もう事前に議長のほうから議員さんに計数整理のほうは議長に任せていただきたい旨、諮らせていただいて、承認の上で、当初予算書も影響する数字をその後修正させていただくという意味合いでございます。

○小川委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小川委員長 なければ、次に、議員派遣について事務局より説明いただきます。

○高芝議会事務局長 それでは、議員派遣について説明させていただきます。

本年4月18日、岐阜県岐阜市におきまして開催予定の第107回東海市議会議長会定期総会に濱中副議長が議長とともに出席するものでございます。

なお、この議員派遣につきましては、今定例会最終日に議決いただく予定とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小川委員長 説明は以上のおりでありますけど、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小川委員長 よろしいようなので、それでは、次に、事項書3の会期及び議事日程(案)と事項書4から6の各発言通告書の提出期限につきまして、事務局に説明願います。

○高芝議会事務局長 それでは、会期及び議事日程(案)及び各発言通告書の提出期限について説明させていただきます。

会期は、2月27日火曜日から3月19日火曜日までの22日間の予定でございます。

2月27日午前10時に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、審議留保。これは、先ほど執行部から説明がございました議案第2号、尾鷲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の

制定についてから、議案第24号、三重地方税管理回収機構規約の変更に関する協議についてまでの23議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決。これは、議案第25号、尾鷲市副市長の選任について及び議案第26号、尾鷲市公平委員会委員の選任についての人事案件2件につきまして、議案上程、提案説明の後、質疑を行っていただき、委員会付託を省略の上、討論、採決を行っていただくという取扱いを予定させていただいております。

次に、提案説明、質疑、討論、採決。これは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件についてでございます。

次に、報告、質疑、討論、採決。これは、報告第2号、専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号））についてでございます。

2月28日水曜日から3月1日金曜日までは、議案調査のため休会。2日、3日は、土日のため休会となります。

4日月曜日午前10時より本会議を開会していただき、定例会初日に提案説明され、審議留保となっております議案第2号から議案第24号までの計23議案に対する質疑を行っていただき、委員会付託の後、一般質問に入っていただきます。

7日木曜日から15日金曜日まで、土日を除きまして、それぞれ午前10時より行政常任委員会を開催していただきます。

18日月曜日は予備日とし、19日火曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

次に、各発言通告書の提出期限でございますが、まず、一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せによりまして2月28日水曜日の午前11時。

次に、議案質疑発言通告書提出期限は、議案第25号、第26号、諮問第1号及び報告第2号につきましては、2月26日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、2月28日水曜日の午前11時。

次に、討論発言通告書提出期限につきましては、議案第25号、第26号、諮問第1号及び報告第2号につきましては、2月26日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、3月18日月曜日の午前11時とさせていただいております。

なお、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○小川委員長　ただいまの説明に対し、何か質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小川委員長　ないようですので、それでは、議長から発言、少しいただきます。

○仲議長　定例会初日が2月27日なんですけど、9時55分から慣例により市民憲章の唱和をお願いしたいということで、9時55分までに議場に入っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、演壇において唱和していただく方につきましては、中村レイ委員さんをお願いしたいですけど、よろしいですか。

中村レイ委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○小川委員長　それでは、中村レイ委員さん、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。他に何かございましたら。

○中里委員　今回の会議でちょっと別の話になるんですけども、先日、議員の研修会がありまして、そこで講師の先生からアドバイスいただいたことなんですけど、オンライン議会のほう、少し前にも議会でお話しさせていただいたんですけど、議会自体は難しいかもしれないですが、委員会によってはオンラインでしているところもあるということは、講師の先生もおっしゃっておられて、尾鷲市のほうでも、まず導入するのとか、どういうふうに条件をつけるのかなど、少しでも話し合っていけたらと思うんですけど、どうでしょうか。

○小川委員長　議長、その点どうですか。

○仲議長　この前にもお答えしたと思うんですけど、三重県議長会においても、言ったらオンラインでの会議等についてどうなのかというお話をさせていただいて、いろいろな各議会から返事をいただきました。

ただ、実際にやっているところは、災害があったとき以外は、今のところやっていない状況で、それはなぜかという、やはりオンラインの、言ったら設備とかいろんな環境整備も必要ですし、採決がまだ採れない状況であっては、やはりまだいろいろ検討課題があるということで、皆さん様子見をしているという状況で、私どももそういうことは御理解できましたので、今、その方向で様子見を、各市議会の様子を見たいと思っています。

以上です。

○西川副委員長　別段、無駄なお金を使わなくても、現にこうして緊急な災害の場合じゃないんだから集まれるでしょう。だったら、別に、そういうシステムはま

だ採用しなくてもいいんじゃないかなと私は思いますけど。

○中里委員　そうですね、今のすぐは、もちろんこういう形は取れていると思うんですけども、今後のことを考えて、やっぱり一つ必要なことじゃないかなと思うので、少しでも検討していただけたらなと思っています。

○中村委員　今後、必要な検討課題やと思います。今回、コロナでも、どこもされなかったんですか、ほかの自治体も。コロナで大分議会、いろいろ言わ……。災害は分かるんですよ。でも、災害のときでも、例えば自分の携帯とかタブレットにZoomとかの登録をしておかな、そのときすぐには集まれないじゃないですか。Zoomの登録を議会ですておいたら、災害時に、いつもはする必要は全くないですけども、災害時とか緊急の場合にZoomに参加してくださいと言ったら、本当に私らは出てこられへん可能性もあるので、ちょっと道があかんようになったらほんまに出てこられへんときに、電波があるかどうかは別として、システムというのはやっぱり検討はされたほうが良いとは思いますが。このいつ起こるか分からへん災害に関して。

○小川委員長　Zoomを使って会議というのは、今、簡単にできますけど、議決とまでなると、そこまでじゃなしにね。

局長、何か、ほかのところも何かありますか。

○高芝議会事務局長　西川委員さんがおっしゃっていただきましたように、議員さん、議案等の審議に関しまして、議場及び委員会室に集まっていただくのが基本原則と考えます。

ただ、議長がおっしゃられましたように、県内各市の事例を見ながら、中村委員さんがおっしゃっていただいたシステム及び委員会に関しては委員会条例など、改正が必要と考えております。

適切な時期に、議長がおっしゃっていただいたような災害対応などは重要なものと考えておりますので、事務局といたしましても、適切な支援のほう、準備も含め進めていきたいと考えております。

○小川委員長　他の自治体の様子も見ながら検討課題ということでよろしいですか。

中里委員、よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小川委員長　ないようでしたら、これで議会運営委員会……。

○加藤市長　　ちょっとまたお願いがございまして、実を言いますと、令和5年度の物価高騰対応に対する重点地方創生臨時交付金、これにつきましては、今、尾鷲市においても、さっき説明しましたように、既に低所得者への給付金交付事業を実施しているところであるんですけれども、この交付金の中に推奨事業メニュー配分額というのがありまして、今、国のほうから5,902万4,000円、これについて内閣府の本省繰越を活用しながら令和6年度の事業として実施していきたいと考えているわけなんです。

その事業メニューにつきましては、物価高騰の影響に対する施策として検討の結果、水道事業基本使用料3か月分の減免及び学校給食費給付金事業1年間の無償化、ここへ活用を考えておりまして、本定例会に追加議案として上程させていただきたいと考えておりますので、何とかよろしくお願ひしたいと思っております。

報告兼お願いをちょっと私のほうから申し上げさせていただきました。

○小川委員長　　今の市長の報告、お願ひに対して何かございましたら。

○南委員　　1点だけ。国のほうの物価高騰もそうなので、果たして五千数百万で水道の基本料金の減免と学校給食の無料化は全て賄えられるんですか。それだけ。

○加藤市長　　金額は5,902万4,000円というのが決められておりますので、その中で水道事業の基本使用料を3か月分減免して、これが大体4,000万弱ぐらいになるのではないかなと。

残りの分については、学校給食費給付事業。これにつきましては、また、今回一応議案には上げさせていただいているわけなんですけれども、まず、学校給食費給付事業というのが大体3,800万ぐらいかかるんですね。その中で、さっき総務課長のほうから説明させていただいたみえ子ども・子育て応援総合補助金、これを活用させていただいて、一応もうここまでで1,200万円で、その残額の2,600万があるわけなんですけれども、その分の一部を先ほど申しましたような金額を補填させていただいて、一般財源からの繰り出しが大体1,300万程度になるんじゃないかなと。

だから、三つどもえで、一つにはこの交付金事業と、もう一つは三重県のみえ子ども・子育て応援総合補助金の一部と、それから一般財源、この三つを掛け合わせながら、この事業を実施していきたいと考えております。

○小川委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小川委員長　　じゃ、ないようですので、これで議会運営委員会を閉じます。

(午前 10 時 59 分 閉会)